

特集 《中国の知的財産制度》

中国における 著作権法制度、判例紹介

何 連明*・劉 国凡**



何 連明

はじめに

1. 中国における著作権法制度の概要

- 1.1 著作権法制度概観
- 1.2 著作権法の保護対象物
- 1.3 著作権の主体
- 1.4 著作権保護の内容
- 1.5 著作隣接権

2. 著作権保護手続

- 2.1 民事訴訟手続きによる著作権の保護
- 2.2 行政保護手続きによる著作権の保護
- 2.3 刑事訴訟手続きによる著作権の保護

3. 中国著作権判例紹介

- 3.1 インターネット検索サイトによる映画の著作権侵害紛争事件
- 3.2 DVD 販売者による映画の著作権侵害紛争事件

おわりに

はじめに

2007年4月10日、アメリカ政府が知的財産権侵害を理由に中国政府を相手取り、世界貿易機関（WTO）に提訴した。アメリカ側の請求では、著作権の保護に関する内容が多く含まれている。また、EU諸国や日本等の先進国も同様の理由で今後中国政府をWTOに提訴する可能性がある。国際社会では、中国政府が著作権に関する法整備を加速すべきであるとの声も強まっている。

一方、中国著作権保護中心（中国著作権保護センター）による2008年1月8日の記者会見では、中国政府の担当者が中国における著作権保護の現状について、次のとおり述べた⁽¹⁾。『2007年6月、中国政府が「WIPO著作権条約（WIPO Copyright Treaty）」及び「WIPO実演・レコード条約（WIPO Performances and Phonograms Treaty）」に加盟し、且つ中国はソフトウェアの著作権及びインターネット上の著作権保護につき、著しい実績を取得している。今後の中国政府による著作権関連法整備については、まず、本年度に著作権に関する戦略が含まれている国家知的財産権戦略を公表する予定であり、著作権保護の現状に応じて、

中国著作権法を改訂する作業がすでに始まっている。』

2008年は、中国における著作権の保護にとって重大な影響を持つ一年と言える。中国のWTO加盟協定によれば、同機関が中国に与えている著作権保護に関する移行期間は、本年度に終了する予定である。さらに、2008年夏の北京オリンピックの開催に向けて、全世界の範囲で北京オリンピックの標識に関する著作権の保護措置を講じる必要がある。なお、中国政府が北京オリンピックの開催を通じて、外国の関係者に中国における著作権の保護実績のアピールも大切である。

従って、今後、中国政府による著作権保護の動向を把握するために、現行の著作権に関する法規定に基づき、最近の法整備の主な変更及び実務上の変化について、理解する必要がある。本稿の構成としては、まず、中国における著作権法制度の概要を紹介し、そして中国の著作権保護手続を説明し、最後に中国における最近の著作権保護に関する判例を検討する。

1. 中国における著作権法制度の概要

1.1 著作権法制度概観

中国の著作権法は、1991年6月から施行された。当時、中国はまだ著作権関係の国際条約に加盟していなかった。中国は、従来の国内著作物と外国著作物との間で保護水準の格差が生じているなどの問題を解消するため、1997年から第一回の著作権法の改正作業を行い始めた。その後、WTO加盟に間に合わせる必要から改正作業が急ピッチで行われるようになり、2001年10月27日に、改正著作権法を公布した。なお、前述のとおり、中国は、現段階の著作権保護状況に基づき、第二回の改正作業をすでに開始している。中国は、著作権に関する法律の執行のために、その下位法令の整備も進めており、また、著作権に関する法律の執行機関が実務上の需要に基づき、様々な行政規章（日

* TMI 総合法律事務所 外国法事務弁護士・中国律師

** TMI 総合法律事務所 中国律師

本の省令に相当する)を制定した。

中国の法体系は成文法であるため、人民法院(裁判所)は、過去の判例に基づいて事件を審理し、判決を下すことを重視していない。最高人民法院と最高人民検察院は、各人民法院の審判業務を指導するために、法律で定められていない事項又は規定が不明確である事項について、様々な司法解釈を制定、公布している。人民法院が事件を審理する際に、司法解釈にも従わなければならないため、司法解釈は、中国の法体系において法律に相当する地位が認められている。最高人民

法院と最高人民検察院は、著作権に関する法律の実施について、若干の司法解釈を制定した。

中国は、1992年10月15日に「文学芸術作品の保護に関するベルヌ条約」に調印して以後、著作権に関する国内法整備に伴い、国際条約への加盟にも積極的に取り組んでいる。殊に、最近では、著作権法の実施について、WTOが中国に与えている移行期間が間もなく切れることとなるため、中国による著作権に関する国際条約への加盟は、加速している傾向がある。

表1 中国における著作権に関する主な法規

法律及び管理弁法等	レベル	概要
著作権法(2001年第一回改正)	法律	著作権に関する基本法、第二回の改正の作業中
著作権法实施条例(2002年)	行政法規	著作権法の下位法
コンピューター・ソフトウェア保護条例(2001年)	行政法規	コンピューター・ソフトウェアの保護に関する法規
著作権集団管理条例(2004年)	行政法規	著作権集団管理活動に関する法規
情報ネットワーク伝播権保護条例(2006年)	行政法規	コンピューターソフトウェアの開発、伝播及び使用に関する法規
著作権行政処罰実施弁法(2003年)	行政規章	著作権行政管理部門の行政処罰行為を規範化する省令
インターネット著作権行政保護弁法(2005年)	行政規章	インターネット情報サービス活動における情報ネットワーク伝播権の行政保護に関する規定
公安部、国家版權局の著作権侵害の違法犯罪取締りに関する連携・協強化に関する暫定規定(2006年)	行政規章	著作権侵害の違法犯罪の取締りに関する規定
著作権行政苦情申立ガイダンス(2006年)	行政規章	著作権の権利者による行政機関に対する申立を規範する規定
国家版權局の公告2007年第一号(2007年)	行政規章	「権利侵害があるネット内容の削除やリンク解除の要請に関する通知」及び「削除やリンク解除されたネット内容の回復要請に関する説明」の参考様式
海賊版の通報、事実の調査・処分への報奨に関する暫定弁法(2007年)	行政規章	海賊版の製造・販売などの活動に関する規定
司法解釈	概要	
最高人民法院による著作権民事紛争事件審理上の法律適用の若干の問題に関する解釈(2002年)	著作権民事紛争事件を審理する際の法律適用問題に関する解釈	
最高人民法院によるコンピューターネットワーク著作権に関わる紛争案件の審理における法律適用の若干の問題についての解釈(2006年)	コンピューターネットワーク上の著作権紛争案件を審理する際の法律適用問題に関する解釈	
最高人民法院 最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干の問題の解釈(2004年)	知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈	
最高人民法院 最高人民検察院による著作権侵害刑事事件の取扱いにおける録音・録画製品に関連する問題についての回答(2005年)	著作権侵害による刑事事件の取扱いにおける録音・録画製品に関連する問題の回答	
最高人民法院 最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干の問題の解釈(2)(2007年)	知的財産権侵害による刑事事件の取扱いにおいて具体的な法律適用の若干の問題に関する解釈	

国際条約	概要
文学芸術作品の保護に関するベルヌ条約（1992年調印）	中国の著作権法体系の国際化の開始
万国著作権条約（1992年調印）	同上
録音製品製作者を保護し、許可なしにその録音製品を複製することを禁止するジュネーブ条約（1993年調印）	外国の録音製品製作者の著作権の保護
知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）（2001年調印）	WTO加盟時の承諾の履行
WIPO著作権条約（2007年調印）	インターネット上の著作権保護の増強
WIPO実演・レコード条約（2007年調印）	同上

1.2 著作権法の保護対象物

中国著作権法第3条及び実施条例第4条によれば、中国著作権法が保護する著作物は、以下の9種類とされている。

- ①文字による著作物（例えば小説、詩、論文等）
- ②口述による著作物（即興的な講演、授業、法廷弁論等）
- ③音楽、演劇、演芸、舞踊、曲芸芸術による著作物
- ④美術、建築による著作物
- ⑤写真の著作物
- ⑥映画の著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物
- ⑦工事・建築設計図、製品設計図、地図、見取り図等の図形による著作物及び模型著作物
- ⑧コンピューター・ソフトウェア
- ⑨法律、行政法規に規定されるその他の著作物

一方、著作権法第4条及び第5条では、著作権法による保護を受けない著作物についても規定されている。まず、法によりその出版及び伝達が禁止されている著作物は、著作権法により保護されない。また、法律、法規、政府の命令等の正式な文書、時事報道、暦法、及び汎用数表等については、著作権が認められず、且つ著作権法の適用が受けられない。

前述のとおり、アメリカによるWTOへの中国の著作権法に関する提訴には、著作権の保護に関する内容が多い⁽²⁾。アメリカ側による著作権法第4条に対する争議には、以下の理由が挙げられている。

中国で施行されている著作物に対する審査制度では、外国人による著作物の申請、認可について差別待遇が設けられている。このため、外国人の著作物は、中国の国内著作物より中国での出版及び伝達が禁止される可能性が高い。著作権法第4条の規定によれば、中国政府が出版及び伝達を禁止した外国人の著作物

は、中国政府に保護されないものとなる。さらに、中国政府は、外国人の著作権の保護につき有効な法整備を整えていない。

従って、アメリカ側は、中国政府がTRIPS協定第41条第1項の規定に違反していると主張している。

今回の提訴の背景には、ここ数年、中国でのアメリカ製映画及び音楽製品に対する海賊版製品の被害は拡大している傾向がある。また、アメリカ側には、中国政府による海賊版製品への対応にも不満を示す意向がある。

中国政府は、国家の安全及び社会の安定を維持するために、外国の著作物に対し警戒感を持っている。今回の提訴の結果は、中国の著作権法の今後の改正に影響を与える可能性があるが、中国における外国の著作物に対する審査制度の緩和への影響は極めて少ないものと考えられる。

1.3 著作権の主体

中国著作権法第11条によれば、著作物の著作権は、原則的に、その創作した個人、法人その他の組織（単位）に帰属するとされている。なお、同条によれば、著作物上に氏名が表示される個人、法人その他の組織は、反対の証拠がない限り、その著作物の著作者と見なされるとのことである。

著作権法第2条の規定によれば、外国人、無国籍人は、中国国内の個人、法人又はその他の組織と同様に、中国の著作権法の規定に従い、著作権を享受することができ、著作権法による保護を受けることができるとされている。

外国人、無国籍者の著作物が中国国内で最初に出版された場合は、中国著作権法により著作権を受けることができる。

外国人、無国籍者の著作物がその著作者が属する国又は通常の居住国と中国との間に締結された協定に

よって、又は共に加盟している国際条約によって享有する著作権は、中国著作権法により保護を受けることができる。

中国と協定が締結されておらず、又は共に国際条約に非加盟の国家の著作者及び無国籍者の著作物が、中国が加盟している国際条約の構成国において最初に出版されたとき、若しくは構成国と非構成国において同時に出版されたときは、中国著作権法により保護を受ける。

なお、著作権法は、著作権法の主体の変更について次のような規定を設けている。

- ①美術の著作物その他の著作物の原作品の所有権の移転は、当該著作物の著作権の移転を含むものとはみなされない。但し、美術の著作物の原作品を展示する権利は、原作品の所有者が享有する。
- ②著作物の著作権が国民に帰属する場合には、その著作物に関する利用権及び報酬請求権は、その者の死後は、著作権法に規定する保護期間の間、中

国相続法の規定に従って移転されることとなる。

- ③著作物の著作権が法人又は法人格を有しない団体に帰属する場合には、その著作物に関する利用権及び報酬請求権は、当該法人等が消滅の後は、著作権法に規定する著作権の保護期間の間、当該法人等の権利義務を継承する法人又はその他の組織が享有し、そのような継承団体がいない場合には、国が享有することとなる。

1.4 著作権保護の内容

中国著作権法が保護する著作権の内容は大きく分ければ人身権（著作者人格権）及び財産権（著作権）である。但し、中国の著作権法は、この2つを別々に規定しているのではなく、「著作権」のなかに人身権（著作者人格権）と財産権とが包含されるという構成をとっている。著作権保護の内容として、以下の17の権利が規定されている。

表2 中国著作権法における著作権保護の内容

権利	許諾、譲渡の可否	保護期間	定義
公表権	否	50年	著作物を公衆に公表するかどうかを決定する権利
氏名表示権	否	無期限	著作者の身分を表明し著作物に氏名を表示する権利
変更権	否	無期限	著作物を変更し又は変更を他人に許諾する権利
同一性保持権	否	無期限	著作物が歪曲され、又は改ざんされないように保護する権利
複製権	可	50年	印刷、録画等により著作物を1部又は多数製作する権利
頒布権	可	50年	販売又は贈与の方式により原作品又は複製物を公衆に提供する権利
貸与権	可	50年	映画の著作物又は映画の撮影製作に類似する方式により創作された著作物、コンピューター・ソフトウェアの著作物の臨時的な使用を他人に許諾する権利。但し、コンピューター・ソフトウェアについては、貸与を主たる目的としない場合を除く。
展示権	可	50年	美術の著作物及び写真の著作物の原作品又は複製物により公開的に陳列する権利
上演権	可	50年	著作物を公開的に上演し、及び各種の方法により公開的に著作物の上演を伝達する権利
上映権	可	50年	上映機材、スライド映写機等の技術設備を利用して、美術、写真、映画及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物等を公開し再現する権利
放送権	可	50年	無線により著作物を公開放送又は伝達し、又は有線方式による伝達又は中継方法で公衆に対して著作物を伝達・放送し、及び拡声器又はその他の記号・音・影像を伝達する類似工具を通して公衆に作品を伝達・放送する権利
情報ネットワーク伝送権	可	50年	有線又は無線方式により公衆に著作物を提供し、公衆のそれぞれが選定する時間、場所において著作物を入手させるようにする権利
映画等の撮影製作権	可	50年	映画の著作物の撮影製作又は映画の撮影製作に類する方法により、著作物を媒体上に固定させる権利
翻案権	可	50年	著作物を改変し、独創性を有する新たな著作物を作り出す権利
翻訳権	可	50年	著作物のある言語から別の言語に変換する権利
編集権	可	50年	著作物又は著作物の一部分を選択又は編成し、新たな著作物として編集する権利
その他の権利	可	50年	

注：保護期間の計算方法が著作権の主体によって違うものとなる。また、映画の著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物並びに写真の著作物の保護期間の計算方法についても、特別な規定が設けられている。

1.5 著作隣接権

前述のとおり、中国は、「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」（ローマ条約）への加盟を検討し始めている。中国は、現在、TRIPS協定に基づき、実演者、レコード製作者及び放送事業者の権利を保護する条約上の義務を負っている。また、昨年のWIPO実演・レコード条約の調印に伴い、同条約の規定も、中国における著作隣接権の保護に適用する。

著作隣接権については、中国著作権法では、「著作権に関連する権利」として、著作権者との関係における出版者、実演者、録音録画物の製作者及び放送事業者の権利が定められている。

中国著作権法における著作隣接権の保護に関する規定も、前述のアメリカによるWTOへの提訴の争議事項に含まれている。具体的な理由としては、外国の実演者又は録音録画物の製作者等は、中国の著作権に関する審査制度により、差別待遇を受けている。このため、これらのものの製品は、中国で認可される可能性が低く、中国著作権法における著作隣接権の保護も受けることができないことを掲げている。

周知のとおり、中国では、外国の映画及び音楽製品に対し厳しい審査制度を設けており、外国の映画及び音楽製品の中国への輸入は、極めて難しい現状である。一方、中国の不法経営者は、外国の映画及び音楽製品の海賊版製品を製造、販売していることが多い。これによって、外国の実演者又は録音録画物の製作者等は、その映画及び音楽製品に関する著作隣接権の保護につ

き、中国政府に保護措置を強化するよう求めている。

近年、中国政府は、海賊版製品の取締りに力を入れているが、海賊版製品の製造、販売は拡大している傾向がある。今回のアメリカによるWTOへの提訴は、中国政府の海賊版製品の取締り政策にどこまで影響を与えることができるかについて、注目する必要がある。

2. 著作権保護手続き

著作権法第46条及び第47条では、著作権侵害行為の性質、程度、当該侵害行為に対する制裁の内容等に基づき、権利侵害行為を分類し、各侵害行為に対し民事訴訟手続き、行政保護手続き、及び刑事訴訟手続きの適用について定めている。

2.1 民事訴訟手続きによる著作権の保護

著作権法第46条及び第47条の規定によれば、人民法院は、著作権及び著作隣接権侵害行為に対して、以下の民事責任を課すことができるとされている。①侵害の停止、②影響の除去、③公開謝罪、④損害賠償。

また、著作権法第49条第1項によれば、著作権者又は著作隣接権者は、①他人がその権利の侵害行為を行っているか、又は行おうとしていることを証明する証拠を有しており、②遅滞なく阻止しなければ、その合法的な権益が填補しがたい損害を被る恐れがあるときは、提訴する前に、人民法院に関連行為の停止命令及び財産保全措置を申し立てることができることとされている。

表3 著作隣接権の保護内容

権利者	保護内容	保護期間	関連規定
出版者	専有的な出版権	出版契約による	第30条 第35条
	版面設計権	10年	
実演者	氏名表示権	無期限	第37条 第38条
	実演イメージが歪曲されないよう保護する権利		
	他人が現場から生放送し、及びその現場からの実演を公開中継することを許諾し、且つ報酬を取得する権利	50年	
	他人に録音録画することを許諾し、且つ報酬を取得する権利		
	その実演が収録された録音録画製品を複製、発行することを他人に許諾し、且つ報酬を取得する権利		
情報ネットワークを通じて他人がその実演を公衆に伝達することを許諾し、且つ報酬を取得する権利			
録音録画物の製作者	製作した録音物・録画物について、複製、頒布、貸与、情報ネットワークを通じた公衆への伝達を許諾し、且つ報酬を取得する権利	50年	第41条
放送事業者	その放送するラジオ及びテレビ番組を中継放送することを禁止する権利	50年	第44条
	その放送するラジオ及びテレビ番組を音・映像の媒体上に固定し、その録音・録画媒体を複製することを禁止する権利		

さらに、著作権法第50条第1項によれば、権利侵害行為を阻止するため、証拠が滅失する恐れがある又は後でこれを取得することが困難な場合、著作権者又は著作隣接権者は提訴する前に、人民法院に証拠保全措置を申し立てることができることとされている。

2.2 行政保護手続きによる著作権の保護

「著作権行政処罰実施弁法」第4条によれば、著作権の行政主管機関である国家版權局及び地方版權局は著作権又は著作隣接権侵害行為に対して以下の行政処分を行うことができるとされている。すなわち、①権利侵害行為の停止命令、②違法所得の没収、③海賊版の没収、④過料、⑤主に海賊版の製作に使われた材料、道具、設備等の没収等が挙げられる。

また、文化部、税関等の行政機関も著作権侵害行為に対して一定の管轄権を有する。中国では、著作権侵害行為に対する行政機関の管轄権が錯綜しているので、著作権侵害行為に対する行政保護手続きについては、常に、国家版權局及び地方版權局、公安部、文化部、税関等の行政機関が連携して行うこととなる。

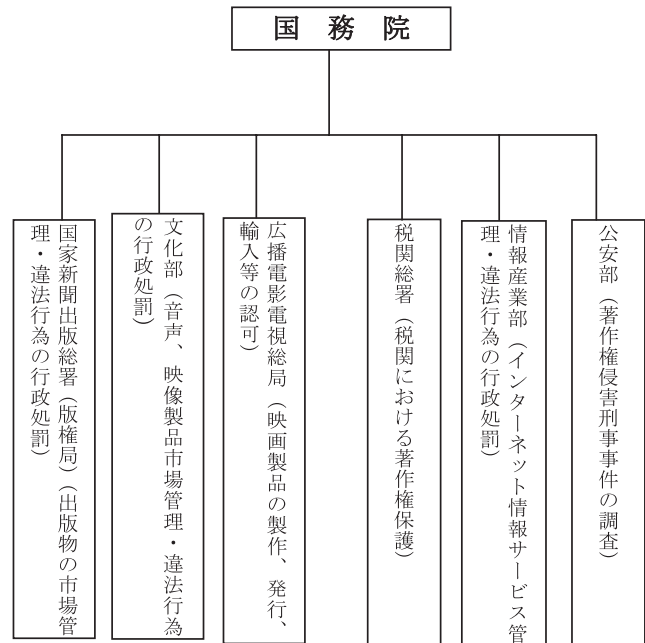


図1 中国における著作権の保護に関する行政機関及びその職権

2.3 刑事訴訟手続きによる著作権の保護

著作権侵害が犯罪を構成する場合、侵害者に対して刑事責任を追及することができる。刑事罰に関する条項は、著作権法では第47条に「犯罪を構成するときは刑事責任を追及する。」とあるのみであるが、刑法第217条及び第218条では、具体的な刑罰が設けられている。著作権侵害犯罪は、主に著作権侵害罪及び海賊版販売罪があり、刑法の具体的な処罰基準は表4のとおりである。

表4 刑法における著作権侵害犯罪の処罰基準

刑罰種類	処罰基準	
刑法第217条（著作権侵害罪） ① 3年以下の懲役もしくは拘役に処し、罰金を併科し又は単科	違法所得金額が比較的大きい場合	その他重大な情状がある場合
	・違法所得金額が3万人民元以上	・不法経営金額が5万人民元以上 ・著作権者の許諾を得ず、その文字著作物、音楽・映画・テレビ・ビデオ著作物、コンピューター・ソフトウェア及びその他の著作物を複製・発行し、複製品の数量が合計1,000枚（部）以上である場合 ・その他の情状が重大である場合
刑法第217条（著作権侵害罪） ② 3年以上7年以下の懲役に処し、罰金を併科	違法所得金額が巨額である場合	・その他の特別に重大な情状がある場合 ・不法経営金額が25万人民元以上 ・著作権者の許諾を得ず、その文字著作物、音楽・映画・テレビ・ビデオ著作物、コンピューター・ソフトウェア及びその他の著作物を複製・発行し、複製品の数量が合計5,000枚（部）以上である場合 ・その他の情状が特別に重大である場合
	・違法所得金額が15万人民元以上	
刑法第218条（海賊版販売罪） 3年以下の懲役もしくは拘役に処し、罰金を併科し又は単科	違法所得金額が巨額である場合	
	・違法所得金額が10万元以上	

アメリカによる WTO への提訴では、中国刑法第 217 条における「複製・発行」に関する規定も 1 つの争議事項として指摘されている。具体的な内容は、中国刑法第 217 条によれば、同条における「複製・発行」という行為については、複製又は発行のみを実施した場合、かかる複製又は発行行為に対して刑事責任を追究することができないとなる。

従って、中国刑法 217 条の規定は、TRIPS 協定第 41 条第 1 項及び第 61 条に関する中国の義務に違反していると指摘されている。また、アメリカ側は、中国が 2007 年 4 月に公布した司法解釈で、刑法第 217 条における「複製・発行」について定義を行っていることも注目している。かかる定義によれば、刑法第 217 条における「複製・発行」には、複製又は発行のみを実施する場合も含まれている。

前述のとおり、司法解釈は、中国の法体系において、法律と同一のレベルで位置づけられている。従って、アメリカ側の中国刑法第 217 条に対する争議の理由は既に存在しておらず、さらに、中国が今後著作権に関する法整備を行う際に、法律のレベルで「複製・発行」の範囲をより明確にさせることは可能であると考えられる。

3. 中国著作権判例紹介

3.1 インターネット検索サイトによる映画の著作権侵害紛争事件⁽³⁾

(1) 事実概要

アメリカの Columbia Pictures Industries, Inc. (以下「原告」という) は、映画作品「NATIONAL SECURITY」(中国語：国家机密) 及び「S.W.A.T.」(中国語：反恐特警組) の著作権者である。北京搜狐互連網信息服务有限公司 (以下「被告」という) は、中国有数のインターネット検索サイト「www.sohu.com」を運営している会社である。2004 年 10 月、原告は、被告が無断で「www.sohu.com」で「NATIONAL SECURITY」及び「S.W.A.T.」を含む 100 本以上のアメリカ映画作品のオンライン鑑賞及びダウンロードのサービス等を提供していることが分かった。

2006 年 6 月及び 7 月、アメリカ映画協会 (American Film Institute) 北京代表処は、「NATIONAL SECURITY」及び「S.W.A.T.」の著作権の認証について、原告に「版權確認書」及び「声明書」を発行した。

2006 年 8 月、原告は、被告が原告の許可を得ずに

営利を目的として無断で原告の映画作品を情報ネットワークで公衆に伝達する行為は原告の著作権を侵害するとして、北京市第一中級人民法院に提訴した。

(2) 主な争点

争点 1：原告は、「NATIONAL SECURITY」及び「S.W.A.T.」の著作権者であるか。

争点 2：被告の行為は、原告の情報ネットワーク伝送権を侵害したか。

(3) 人民法院の判断

(関係法規定)

- ①著作権法第 2 条、第 10 条第 1 項第 12 号、第 47 条第 1 項、第 48 条
- ②最高人民法院による著作権民事紛争事件審理上の法律適用の若干問題に関する解釈第 25 条第 1 項、第 2 項、第 26 条

争点 1 について、人民法院は、以下のとおり、判断した。

- ①中国著作権法第 2 条によれば、外国人の著作物が著作者の所属する国と中国が共同で加盟している国際条約に基づいて享有する著作権は、著作権法による保護を受けるとされている。中国とアメリカは、ベルヌ条約の加盟国である。同条約の規定によれば、映画作品は著作物の一種であり、本条約の加盟国における著作者の著作物については、出版されたものであるかどうかにかかわらず、保護を受けるとされている。

- ②アメリカ映画協会 (American Film Institute) 北京代表処は、中国国家版權局及び国家工商行政管理総局の審査・認可を経て設立された機構であり、その事業目的は、アメリカ製の映画等の著作物の認証とする。従って、同代表処が発行した「版權確認書」及び「声明書」に基づき、「NATIONAL SECURITY」及び「S.W.A.T.」の著作権者は原告であることを証明することができる。

従って、上記の判断に基づき、原告は、「NATIONAL SECURITY」及び「S.W.A.T.」の著作権者であり、中国著作権法第 10 条における全ての権利を有する。

争点 2 について、人民法院は、以下のとおり、判断した。

被告が、「NATIONAL SECURITY」及び「S.W.A.T.」の利用について、被告と第三者との間の契約書及び補充契約書を提出したが、被告は、かかる第三者が「NATIONAL SECURITY」及び「S.W.A.T.」の情報ネッ

トワーク伝送権を有するかどうかについて、審査する義務を負うべきである。また、被告が、「NATIONAL SECURITY」及び「S.W.A.T.」の利用について当該第三者から入手した中国語版許諾書も提出したが、かかる許諾書は、原本ではなく、且つ公証、認証手続きを経ていないため、被告は、「NATIONAL SECURITY」及び「S.W.A.T.」の利用について適法な許諾を得たことを証明することができない。

従って、上記の判断に基づき、被告が原告の許諾を得ずに、そのインターネット検索サイトで「NATIONAL SECURITY」及び「S.W.A.T.」をダウンロードするサービスを提供していることは、原告の情報ネットワーク伝送権を侵害した。

(4) コメント

前述のとおり、アメリカによるWTOへの中国著作権法に関する提訴では、中国の著作権法第4条によれば、中国での出版又は伝達が認可されていない外国人の著作物は、中国著作権法の保護を受けることができないと指摘されている。

本件における「S.W.A.T.」は、中国での上映前に、被告による著作権の侵害を受けており、また、「NATIONAL SECURITY」は、中国で上映したことがないものである。上記人民法院の判決によれば、中国の人民法院が、中国著作権法第2条及びベルヌ条約の規定に基づき、それらの映画に中国著作権法上の保護を与えたとされている。

従って、中国での出版又は伝達が認可されていない外国人の著作物は、中国著作権法の保護を受けることが可能であると考えられる。アメリカによる中国著作権法第4条への争議は、十分な理由があるとは言えない。但し、中国の国家利益を害し、又は基本法律に違反する著作物は、中国の著作権法第4条に基づき、保護を受けることができない可能性も否定できない。

3.2 DVD販売者による映画の著作権侵害紛争事件⁽⁴⁾

(1) 事実概要

2006年9月、アメリカのColumbia Pictures Industries, Inc. (以下「原告」という)は、永盛世紀公司 (以下「被告1」という)の分支機構である北京永盛世紀国際文化発展有限公司世紀恩澤部 (以下「被告2」という)から、「S.W.A.T.」等の海賊版DVDを購入した。その後、原告は、被告2が原告の許可を得ずに営利を目的として無断で原告の映画作品の海賊版を販売していること

は原告の著作権を侵害するとして、北京市西城区人民法院に提訴した。

(2) 主な争点

被告の行為は、原告の頒布権を侵害したか。

(3) 人民法院の判断

(関連法規定)

著作権法第2条第2項、第10条第1項第6号、第47条第1項、第48条、第52条

上記争点について、人民法院は、以下のとおり、判断した。

- ①中国とアメリカは、ベルヌ条約の加盟国である。中国著作権法第2条第2項によれば、原告が本件訴訟を提起する権利を有し、中国法は本件訴訟に適用されるとのことである。
- ②原告は、「S.W.A.T.」等の映画の著作権者として、その著作権について中国法の保護を受けることができる。
- ③被告2が原告の許可を得ずに、「S.W.A.T.」等の映画を販売し、且つ合法的な入手ルートを証明できないことは、原告の著作権における頒布権を侵害した。
- ④被告2は、被告1の分支機構であり、法人格がなく、且つ登録資本金もないため、単独で民事責任を負うことができない。被告2の賠償責任は、被告1が負うものとする。
- ⑤原告による被告1に対する侵害の停止、損害賠償の請求は、適法な理由があるが、原告が主張している損害賠償額が高すぎるため、被告2の権利侵害行為の性質、過失の程度及び原告が支出した合理的な費用等に基づき、被告2が負うべきである損害賠償額を確定するものとする。
- ⑥被告2の行為は、原告の著作財産権のみを侵害したものであるため、原告の訴訟請求における影響の除去、公開謝罪の請求は支持しない。

(4) コメント

近年、中国におけるアメリカの映画を含む外国の映画に対する著作権侵害行為は、大きく分ければ、インターネット検索サイトでオンライン鑑賞及びダウンロードのサービス等の不法提供と海賊版DVDの製造及び販売2種類がある。

本件判決の結果によれば、外国の映画製作者は、中国の著作権法に基づき、海賊版DVDの製造者又は販売

者の不法責任を追究することができると考えられる。

また、中国著作権法第48条には、著作権又は著作隣接権の侵害に関する損害賠償額について、以下のとおり、定められている。「著作権又は著作隣接権を侵害する場合は、権利侵害者は権利者の実質的損失に基づいて損害賠償しなければならない。実質的損失の算出が困難であるときは、権利侵害者の違法所得に応じて損害賠償を行うことができる。賠償額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的支出を含めるものとする。

権利者の実質的損失又は権利侵害者の違法所得を確定することができないときは、人民法院が侵害行為の情状により50万元以下の損害賠償額を支払うべきとの判決を下す。

本件の損害賠償額について、人民法院は、原告が請求した損害賠償額（約21万人民元）を大きく下回っている金額（3.6万人民元）で確定した。最近、その他の人民法院が本件と類似する事件を審理する際に、原告の請求する損害賠償額を大きく下回っている金額で損害賠償額を確定したことも多い。従って、外国の著作者が権利侵害を理由として、損害賠償額を請求する場合、著作権法第48条に基づき、具体的な損失額又は侵害者の違法所得額を立証する必要がある。

さらに、本件判決の結果から鑑みれば、外国の著作者による中国の権利侵害者に対する「影響の除去、公開謝罪」の訴訟請求は、人民法院から支持を得ることが難しい。人民法院が公開謝罪の請求を支持するかどうかにかかわらず、「影響の除去」につき、人民法院から支持を得ることは、外国の著作者による今後の著作権保護に対し、非常に重要であると考えられる。

おわりに

中国の著作権に関する法整備の推移は、国内の著作

権保護の現実的な需要に基づき、著作権に関する国際条約に加盟しながら、国内法制度の改訂も行っている過程にある。今後、著作権に関する法整備の進行も、上記方向と同様に実施されると予測される。

近年の最高人民法院による判決の結果を鑑みると、外国人の著作物は、中国著作権法による最低限の保護（例えば、侵害の停止、一定金額の損害賠償等）を受けられる。但し、中国著作権法による保護が受けられる外国人の著作物は、中国の国家利益及び基本法律に違反してはならないことについても注意を払う必要がある。

なお、アメリカによるWTOへの提訴の結果の如何にかかわらず、中国政府は、諸外国政府からの圧力に直面し、著作権に関する法整備をより加速し、外国人の著作物の保護を一層強化するようになる可能性が大きい。

注

- (1) 2008年1月10日 <http://tech.sina.com.cn/it/2008-01-10/02411964465.shtml> 新浪网「21世紀经济报道」
- (2) 2008年2月28日 http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/cases_e/ds362_e.htm World Trade Organization「China-Measures Affecting the Protection and Enforcement of Intellectual Property Rights」
- (3) 2008年2月28日 http://bjgy.chinacourt.org/public/detail.php?id=47287&k_w=哥伦比亚公司「北京法院網」(民事判决书(2006)一中民初字第11932号)
- (4) 2008年2月28日 http://bjgy.chinacourt.org/public/detail.php?id=56058&k_w=哥伦比亚公司「北京法院網」(民事判决书(2007)西民初字第5299号)
(原稿受領2008.5.8)